

## 令和4年度第1回 米原市水道運営審議会

- 本日の内容
  1. 水道料金改定について
  2. 水道料金改定のスケジュール
  3. 審議内容について
  4. 水道料金算定
  5. 新料金体系案
  6. 論点・検討項目
  7. 今後の審議予定

1



## 1 水道料金改定について

### 1. 水道料金算定の考え方

- 1) 条件  
経常収支の黒字
- 2) 水道料金算期間  
令和6年度から令和9年度の4年間とします。  
  
※米原市水道ビジョン、第2次米原市水道事業基本計画、米原市水道事業経営戦略  
→ 計画期間が令和9年度まで、令和9年度に次期計画策定の予定  
次期計画期間における事業計画で財政シミュレーションを行うものとする。  
経営状況について検証する。
- 3) 料金改定時期  
令和6年4月使用分から改定し、令和6年6月の料金徴収分から新料金体系とします。
- 4) 水道料金算定方法  
水道料金の算定は、公益財団法人日本水道協会「水道料金算定要領」を基本として進めます。

2



## 2 水道料金改定のスケジュール

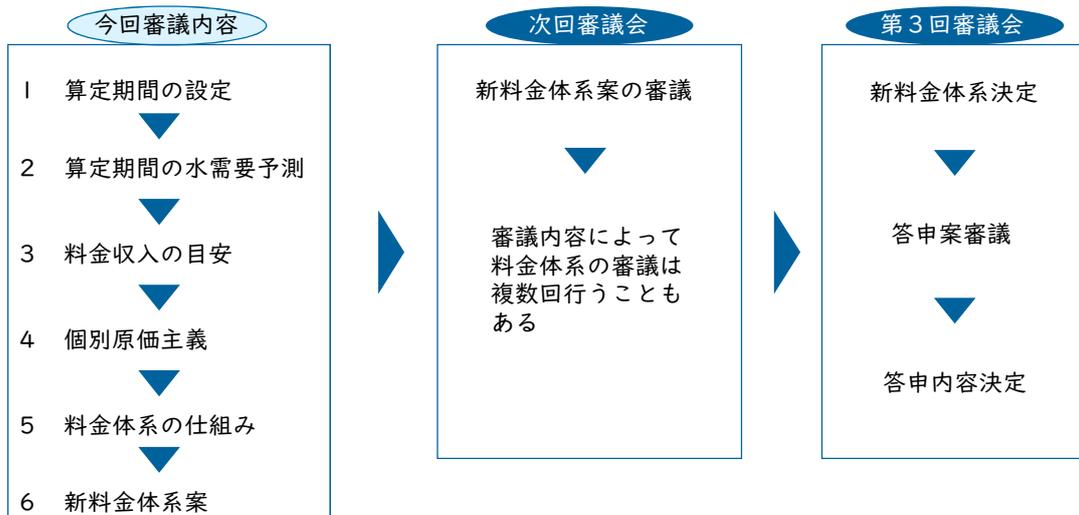
時期	内容	水道運営審議会内容（案）
令和4年11月	水道料金の改定について審議会に諮問	諮問 水道料金の改定について
令和4年12月 ～ 令和5年3月	審議会を3回開催し、諮問内容を審議	第1回 水道料金算定について 第2回 新水道料金体系案について 第3回 答申案について
令和5年3月	審議会から答申	答申 市長に答申
令和5年9月	市議会に給水条例の改正案を提出	
令和6年4月	条例が可決された場合、4月使用分と算定するものから料金改定	
令和6年6月	6月にお支払いの料金から新料金体系	

令和6年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
検針	現行	現行	現行	新体系	新体系	新体系	新体系
料金お支払い	現行	現行	現行	現行	現行	新料金	新料金

3



## 3 審議内容について



4



## 4 水道料金算定

- ① 算定期間は令和6年度から令和9年度
- ② 算定期間の水需要予測

m <sup>3</sup> /日	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
13mm	5,477	5,603	5,493	5,429	5,372	5,326	5,272	5,228	5,189
20mm	1,179	1,264	1,290	1,301	1,315	1,331	1,346	1,362	1,379
25mm	358	355	356	369	370	372	373	374	375
30mm	79	73	70	75	75	75	75	76	76
40mm	387	388	429	403	404	405	407	407	408
50mm	774	707	787	781	781	781	781	781	781
75mm	923	876	900	889	889	889	889	889	889
100mm	64	66	64	64	64	64	64	64	64
計	9,241	9,332	9,389	9,311	9,270	9,243	9,207	9,181	9,161

算定期間: R6年度 ~ R9年度

実績値: R1年度 ~ R5年度

予測値: R6年度 ~ R9年度

5

### 資金収支方式

基本計画で整備計画と財政収支計画のシミュレーション



供給単価を1.2倍とすることで当面の利益を確保できる見込みとなった



供給単価1.2倍となる水道料金収入を目安として  
「水道料金算定要領」による方式で料金体系を検討する

6

供給単価			
料金収入を有収水量（収入になった水量）で割ったもの			
令和3年度	(税抜き)	令和9年度	料金収入で6.5億円を確保したい
料金収入 (円)	559,978,924	料金収入 (円)	656,688,695
有収水量 (m <sup>3</sup> )	3,421,686	有収水量 (m <sup>3</sup> )	3,343,765
↓		↓	
供給単価		供給単価1.2倍	
163.66 (円/m <sup>3</sup> )		196.39 (円/m <sup>3</sup> )	
R9供給単価が変わらない場合での収入見込み547,240,579円			

7

算定要領	個別原価主義
料金体系	原則
水道料金は使用者間に不当な差別的取扱いをするものであってはならない。このため、料金は、個々の給水に要する個別原価に基づき設定するものとする。個別原価主義を基調とする料金は、個々の給水原価に準拠するが故に、客観的公平が確保できるのである。	
使用者群の区分	
各使用者群は、給水管の口径別（量水器口径）により適当な段階に区分して設定するものとする。	
従量料金	
従量料金は、使用者群の差異にかかわらず均一料金制とする。	
▼	
基本料金は、量水器口径により区分して料金設定する。	
従量料金は、量水器口径にかかわらず均一料金制とする。	

8

## 基本料金と従量料金の配分

### • 配分率

→基本料金の割合を検討する

米原市水道事業の現状の料金体系

従量料金の構成比が高く、  
かつ逡増型の料金体系

基本料金の構成比が高い

水需要減少以上の速さで  
収入減を招く恐れがある。

水需要の増減に収入が影  
響されない体系となるが、  
少量利用者の負担が重く  
なる。

9

## 基本料金と従量料金の比率実績値

令和元年度から令和3年度までの実績値

(税抜き)

	基本料金収益		従量料金収益	
令和元年度	105,925,611	19.2%	445,770,280	80.8%
令和2年度	106,810,490	19.3%	446,611,740	80.7%
令和3年度	106,955,974	19.1%	453,022,950	80.9%
平均	19.2%		80.8%	

水道事業の安定経営のためにも基本料金収入の比率を高めたい

10

## 水需要減少傾向での逡増型従量料金設定の問題点

現状の料金体系

量水器口径40mmで1ヶ月に260<sup>m</sup>3使用が200<sup>m</sup>3に減少した場合

(税抜き)

基本料金 (円)	メーター 貸出料 (円)	使用水量 ( <sup>m</sup> 3)	1 <sup>m</sup> 3につき (円)	使用水量 ( <sup>m</sup> 3)	1 <sup>m</sup> 3につき (円)	使用水量 ( <sup>m</sup> 3)	1 <sup>m</sup> 3につき (円)
10,000	400	0~60	120	61~90	160	91以上	180

水道料金の計算方法

逡増型のため、同じ60<sup>m</sup>3の使用でも料金が変わる。  
この区分の単価が120円なら7,200円の減少で済む。

基本メータ 10,400円	60 <sup>m</sup> 3まで 120×60 <sup>m</sup> 3 7,200円	61~90 <sup>m</sup> 3 160×30 <sup>m</sup> 3 4,800円	91~200 <sup>m</sup> 3 180×110 <sup>m</sup> 3 19,800円	201~260 <sup>m</sup> 3 180×60 <sup>m</sup> 3 10,800円	合計 53,000円
基本メータ 10,400円	60 <sup>m</sup> 3まで 120×60 <sup>m</sup> 3 7,200円	61~90 <sup>m</sup> 3 160×30 <sup>m</sup> 3 4,800円	91~200 <sup>m</sup> 3 180×110 <sup>m</sup> 3 19,800円		合計 42,200円

(税抜き)

1<sup>m</sup>3あたり180円に設定している区分が減少するため、料金減少も大きくなる。  
逡増型の場合、水需要が減少する場合、逡増度の高い区分から減少することから、  
予測より水需要が得られなかった場合の収入の見込みも落ち込みが大きくなる。  
この区分が安いほど、水需要が減少した場合の影響が少なく済む。

11



## 5 新料金体系案

(1ヶ月当たり税抜き)

使用者区分	基本料金	従量料金 (円/1 <sup>m</sup> 3当たり)
13mm	840	1 ~ 30 <sup>m</sup> 3 125
20mm	2,070	31 ~ 60 <sup>m</sup> 3 166
25mm	3,290	61 ~ 150 <sup>m</sup> 3 170
30mm	4,860	151 ~ 250 <sup>m</sup> 3 187
40mm	8,900	251 <sup>m</sup> 3 ~ 197
50mm	14,370	
75mm	34,230	
100mm	62,430	

● 基本料金の割合：26%

● 逡増度：1~1.58  
逡増なしの場合145円

12

## 現行料金と新料金案との比較

(1ヶ月当たり税抜き)

基本料金			従量料金			
口径 (mm)	現行 (円)	新料金案 (円)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	現行13mm (円/m <sup>3</sup> )	現行20mm (円/m <sup>3</sup> )	全口径共通 (円/m <sup>3</sup> )
13	460	840	1~30	110	120	125
20	880	2,070	31~60	150	160	166
25	1,400	3,290	61~150	150	180	170
30	5,300	4,860	151~250	150	180	187
40	10,400	8,900	251~	150	180	197
50	16,000	14,370				
75	27,000	34,230				
100	45,000	62,430				

13

## 使用水量ごと現行料金と新料金案との比較 (1ヶ月当たり税抜き)

メーター口径13mm			メーター口径20mm			メーター口径75mm		
使用水量 m <sup>3</sup>	現行料金	新料金	使用水量 m <sup>3</sup>	現行料金	新料金	使用水量 m <sup>3</sup>	現行料金	新料金
11	1,670	2,215	21	3,400	4,695	1001	205,190	224,907
12	1,780	2,340	22	3,520	4,820	1002	205,380	225,104
13	1,890	2,465	23	3,640	4,945	1003	205,570	225,301
14	2,000	2,590	24	3,760	5,070	1004	205,760	225,498
15	2,110	2,715	25	3,880	5,195	1005	205,950	225,695
16	2,220	2,840	26	4,000	5,320	1006	206,140	225,892
17	2,330	2,965	27	4,120	5,445	1007	206,330	226,089
18	2,440	3,090	28	4,240	5,570	1008	206,520	226,286
19	2,550	3,215	29	4,360	5,695	1009	206,710	226,483
20	2,660	3,340	30	4,480	5,820	1010	206,900	226,680
21	2,770	3,465	31	4,600	5,986	1011	207,090	226,877
22	2,880	3,590	32	4,720	6,152	1012	207,280	227,074
23	2,990	3,715	33	4,840	6,318	1013	207,470	227,271
24	3,100	3,840	34	4,960	6,484	1014	207,660	227,468
25	3,210	3,965	35	5,080	6,650	1015	207,850	227,665
26	3,320	4,090	36	5,240	6,816	1016	208,040	227,862
27	3,430	4,215	37	5,400	6,982	1017	208,230	228,059
28	3,540	4,340	38	5,560	7,148	1018	208,420	228,256
29	3,650	4,465	39	5,720	7,314	1019	208,610	228,453
30	3,760	4,590	40	5,880	7,480	1020	208,800	228,650

14



## 6 論点・検討項目

### • 基本料金の割合の適正化



水需要の増減による収入の影響を抑え、安定収入を確保することで、経営の安定性が増す。



基本料金が上がると少量利用者への影響が大きい。

### • 従量料金の逡増割合の適正化



大口利用者の負担割合を増やすことで、少量利用者の負担が下がる。



負担の公平性が損なわれる。

15

### • 水道法第一条

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

### • 水道法第十四条第2項第4号

特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。



✓負担の公平性を確保し、一部の使用者に急激な負担増とならないよう配慮したい。

✓今後の人口減少による水需要の減少や、気候変動や経済環境による使用水量の増減の影響を受けにくくなる方向にしたい。

16



## 7 今後の審議予定

### 次回審議会開催予定日時

令和5年1月の予定 (改めてご連絡いたします。)

審議内容

新料金体系案の審議